

**○20 番（川原千秋君）〔登壇〕**

（全般モニター使用）皆さん、おはようございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、新政策研究クラブ、川原千秋の一般質問を始めさせていただきます。

まあきょうは一般質問も4日目、最終日となったわけでございますので、まあ皆さん、大変お疲れと思っておりますので、前置きはやめて、さっそく質問に入りたいと思っております。

今回、4項目について、質問をしてみたいと思いますが、まず1項目の市税等の滞納問題の中の、1点目は、本年の3月議会でも取り上げました、債権管理条例の制定の進捗状況について、2点目にですね、ファイナンシャルプランナーの活用について。大きく2項目目には、市民サービス向上へ向けた総合窓口の、まあ現状と課題です。3項目目に、市民からの苦情が、大変多い、野良猫の対策について。最後の4項目目は、企業誘致の考え方について、順次質問をしてみたいと思っております。

ではまず、債権管理条例の制定について質問をいたします。冒頭に申しましたように、この質問は本年3月議会の一般質問でも取り上げまして、そのときの部長の御答弁では、まあ平成25年度中にこの制定ができるように進めていきたいと、そういった御答弁をいただいていたわけでございます。現在の進捗状況について、まずお伺いをしたいと思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

松尾政策部長

**○松尾政策部長〔登壇〕**

おはようございます。先の議会で議員さんのほうから御意見いただきましたあと、各課が保有しております市の債権について、調査・現状把握を行い整理を行っているところです。その後、債権管理条例の素案を作成しております、ほかの条例との関係もございまして、内容について精査をしているところでございます。本年度中には取りまとめを行いまして、議会のほうに上程をしたいというふうに思っております。

**○議長（杉原豊喜君）**

20 番川原議員

**○20 番（川原千秋君）〔登壇〕**

25年度中に、議会に上程をしたいという御答弁でございますので、期待をいたしております。この債権管理条例の制定と、この目的といいますのは、保有する債権をより適正適切に管理するために、この債権管理条例、管理に関するその事務の処理とか、基準を明確にしていっそうの適正化と効率化を図って、公正かつ円滑な行財政運営をすることというのが目的というふうになっております。

本市におきましても、24年度の収入未済額が市税で申しますと、約3億9,500万円。国民健康保険税では、約3億5,500万と前年度より若干は減少したものの、依然として多額な状況が続いているわけでございます。持続可能な市政運営を行うためには、自主財源の確保、

これが一番重要な要素になっております。このことを職員の一人一人が認識をして、各種未収金の縮減や、受益者の負担の適正化に努めて、積極的に徴収対策を推進していくことが、大変重要なことだと思うわけでございます。このようなことを進めていく上で、今回の債権管理条例の制定の意義があるわけでございますが、条例をつくってもどう運用していくかというのが、今後の課題だというふうに考えますが、今後どのような対策を講じられるかお伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾政策部長

○松尾政策部長〔登壇〕

議員さんおっしゃいますように、条例をつくれればいいというものではございませんので、条例制定の目的に沿って債権を適正に管理するということが大事でありますので、そのために詳しいマニュアル的なものをつくりまして、運用をしていきたいというふうに思っております。さらには職員の研修についても、大事なことじゃないかなというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

○20 番（川原千秋君）〔登壇〕

今御答弁いただいたように、職員の研修それから債権管理マニュアルの整備。そしてそれをどう運用するかというのがここが一番重要なことでございます。

研修については、税の取り組みや先進自治体の事例等を参考に、担当職員の事務能力それから徴収技術、この向上を図るために、そういう研修会とか定期的な研修会をですね、定期的に行うということが大変重要なことだと思います。

また、各債権の法的根拠や徴収の流れを示した、わかりやすいですね、債権管理マニュアル、これを整備してそして全庁的に統一した管理、債権管理を行うということが一番重要なことだと思いますが、この全庁的に統一した債権管理を行うこと、これについていかがお考えかお伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾政策部長

○松尾政策部長〔登壇〕

御指摘をいただいておりますように、今後、制定する条例に基づきまして、全庁的に統一した債権回収対策を積極的に推進していきたいと、いうふうに思っております。本市の徴収体制を強化し、歳入の安定確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

**○20 番（川原千秋君）〔登壇〕**

まあ先進自治体の条例等も参考にさせていただいて、よりよい武雄市の債権管理条例が制定されることを、よろしくお願ひしたいと思います。

では次に、2点目のファイナンシャルプランナーの活用についてお伺いをします。このファイナンシャルプランナーとは、顧客の相談に応じて、資産についてのデータを収集・分析して、人生設計や事業設計に合わせた財産形成の立案や、アドバイスを行う専門家と、そういうことを言われておりますが、今回のこの質問は、このファイナンシャルプランナーを活用して市税等の滞納に対し生活改善の指導を行い、収納率の向上につなげられないかといったような質問でございます。滞納者の中には、収入不足やローンの返済など、さまざまな問題をかかえていらっしゃるわけでございます。そういうことでなかなかその自立的に、問題の解決を行えないといった方もいらっしゃるわけでございます。そこで、この滞納相談の相談者の家計の収入ですね、それとか支出を総合的に判断し、指導を行い、そして救済と自立支援をはかる。そして、まあそれを納税につなげていくというのが、ファイナンシャルプランナーの、導入の目的でございます。

この生活改善事業として、このファイナンシャルプランナーの導入について、どのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

松尾政策部長

**○松尾政策部長〔登壇〕**

滞納のある方の徴収につきましては、資力がある滞納者に対しましては、財産を差し押さえるとかいうことによって対応を行っておりますが、負債等を抱え資力がないという滞納者への対応については、非常にいろんな問題があるというふうに思っております。

議員さんおっしゃいますように、県内のほかの市・町でも、ファイナンシャルプランナーというものを採用して、収納率の向上につなげているというふうなところもございまして、おっしゃいますように、その方、無駄な支出があるというふうなところにつきましては、いろんな改善の方法があるかと思っておりますので、こういった制度を取り入れまして、無駄な支出を抑えるということで、経済的な自立を促して納税につなげるというものでございまして、そういった先進の事例を研究しながら、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○議長（杉原豊喜君）**

20 番川原議員

**○20 番（川原千秋君）〔登壇〕**

前向きに取り組むということでございまして、これはぜひ導入をしていただきたいと思います。と言いますのは、県内でも先ほど部長申されましたように、例えば伊万里市とか、

鹿島、有田町、導入しているわけでございますね。それでそこそこその実績を上げているということも聞いております。例えば、伊万里市では、2010年度でございますけど、約800万の税収増。それから、これは福岡県でございますが春日市。ここでは2012年度に約1,500万の税収効果があったと。そして長崎県平戸市では、同じく2012年度ですが、約3,400万の税収増につながったと。まあこのようにその税収効果が大変期待できるのではないのかと思います。生活改善事業の取り組みが、今また全国といいますか、結構広がってきているわけですね。そういうことを見ますと、本市もぜひですね早急に、こういうファイナンシャルプランナーというのを活用していただきたいと思いますが、もう1回答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾政策部長

○松尾政策部長〔登壇〕

どうしても納めきれないといった納税者の方がいらっしゃいますけども、その要因として、生活の中で無駄なところが、部分があるということでございますので、そこら辺を改善・指導いたしまして、納税につなげるという結果になりますので、できれば来年度からでも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

ありがとうございます。ほんとこれはですね、こう言っちゃいけませんけど、費用対効果というものを考えたらですよ、市のほうにも税収増につながるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市民サービスに向けた総合窓口について、お伺いをしていきたいと思ひます。市役所の窓口には、転入や転出その他さまざまな手続を行うために市民の方が来庁されているわけでございます。市民課の窓口だけで済む簡単なものはいいと思ひますが、いくつものこう部署をまわらなければならないといった、そういったその手続になりますと、なかなかこう市民の方もわかりづらい、そういうふう感じてられる方もいらっしゃるかと思ひます。

そこでまずお伺ひしますのは、この住民異動などの届け出に関する、市民への周知の現状でございますが、住民票届等、各種届け出を行う際に、どのような手続が必要かと、そういったものをまとめた市民向けのガイドブックとか、例えばチェックリストとか、そういうのがあれば、市民にとって、大変わかりやすくなると思ひますが、まあ現在そういったガイドブックとか、手続に関するお知らせとか、そういったのはどのような状況になっているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

市民がいろんな異動届をするときのガイドブック等についてでございますけれども、合併当初はですね、(チラシを示す) こういうふうな「暮らしの便利帳」というのを作成しております、それで御案内を全市民にいたしたところでございます。

しかしながら、庁舎内だけでもあれですけれども、組織機構の見直しとかいうことによりまして、課の名前とか電話番号、そういうふうな形でほぼ毎年変更になる部分があるということで、その後の改訂版については作成をいたしておりません。そういうことで、市民の方には窓口に来られた際に、例えば転入時とか転出時につきましては、A4の紙1枚の形にして、こういうふうな形でこういうふうな手続きが必要ですよというものをお配りして待ち時間の間に見ていただいているということで、取扱いをいたしております。

あと死亡届につきましては、家族の方以外が来られる場合が多数あります。そうことでA3の1枚ということで、こういうふうな届け出がありますよということで、あとでも結構ですから、家族の方で該当する部分がございましたら届け出をしてくださいというふうな形で御案内をしているところでございます。

○議長(杉原豊喜君)

20 番川原議員

○20 番(川原千秋君)〔登壇〕

私も、窓口のほうと申しますか、からちょっといただいております。(チラシを示す) 今、部長がおっしゃるように、武雄市の転入された皆様へといった、こういった用紙がございます。それから、保存版として電話帳、業務の御案内といったようなものもあります。それから武雄市の地図と申しますか、いろいろなこういうのがありますよというものもあります。それから、ごみの分別ハンドブックですね、保存版。それから、災害時の要援護者の支援マニュアルといった、こういうのも配布されているわけですが、このことはまた後でちょっと触れたいと思いますが、その住民異動手続きではどうしてもその関連する、その部署と申しますか課を、こうまわらなくてはいけないと。そういったときにその対応と申しますか。例えば、市民課に行って、次はどこに行かなくちゃいけないといったようなときに、こういった対応を取られているのかお伺いをしたいと思います。

○議長(杉原豊喜君)

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

市民課に各種異動届け出に**来**られました場合につきましては、まず市民課のほうでいろんな手続きを行います。あと必要に応じまして例えば健康課とか支援課、そういうところに市民課の職員が御案内しているところでございます。職員がついて行って御案内をしていると

ころでございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

いやもうこれが時代遅れだと思うんですよ。ですが、今システムでどうしてもそうならざるを得ないと。ただうちは、一定評価をいただいているのは、そうやって市民の皆様が、ある窓口にお越しいただいたときに、ちゃんと御案内をするということで、一定の不平不満は実はそんなに起きていないんですね。しかし、足がどうしてもこう御不自由な方とかっていうのは、やっぱりそこは歩かなきゃいけないわけですよ。ですので、そしてしかも、今、例えば同時に来られる方いらっしゃるんですよ。例えば、転入届と同時に、自分の住宅を今度新しくするときっていうのは、これまちづくり部に行かなきゃいけないというのもあるんですね。そういったときに、今の場合だったら、支所まで行かんといかんとですよ。そうなると、これはもう市民本位じゃありませんので、これはきのう吉川議員にもお答えしたとおり、一定そのICTの力を借りて、1人の職員が、そこでいくつもの仕事をさばけると……ちょっといいですか僕答弁していますけど。ですので、そういうふうには、なんていうんですかね、1人の職員がそこでいくつものそのきた申請書をそこでさばけるようにすれば、お越しいただいたその市民の方、住民の方っていうのは、動く必要がないわけですね。そういうことで、私はこれから、窓口廃止と言いましたが、よくよく考えてみれば、全員が窓口になるということで、ぜひそういうきのうの吉川議員の御指摘等も踏まえて、そういう形にもっていきたいというように思っています。

幸いにして私どもは、ちょっと耐震化がここはなっていないので、庁舎を改築しなきゃいけない、新築しなきゃいけない。そのときに、そういったことができるような、そのまず物理的な配置、それと職員がそのようなことができるノウハウの確立。それともう一つがそれを支えるICTです。これは、IT特別委員会の、特に黒岩委員長のアドバイスに従ってそういうシステム構築を図っていきたいと思っていますので、今のその課題になっている部分っていうのが、相当程度これでクリアができるというように思っております。

**○議長（杉原豊喜君）**

20 番川原議員

**○20 番（川原千秋君）〔登壇〕**

はい、そこでちょっと私がですね、用意しましたものでございますが。これは、北海道の北見市というところでございますけど、の分でございます。ここはですね、こういうのをまあインターネットに掲載されているし、窓口でも配布をするというようなことでございますけど。これ、まず人生の出来事の例という形で、まず引っ越しの場合は転入届、転居届、転出と。誕生は出生届、結婚の場合は婚姻とか、まあこのようにこうずっと分かれております。

そして、その中でいろんな部分がございますので、どうしてもこう、さっき市長がおっしゃいましたように、合わせてこう手続きをしなくちゃいけないというのが、いっぱいあるわけでございますね。そうした中で、これがそのチェックリスト、チェック表でございます。例えば、これは転入の部分でございます。小学生、中学生の皆さんが今お子さんがいますかということになれば、手続きはこうですよ、必要なものはこうですよと、備考と、例えば担当の課ですね。それから、そこはどこでできるのかというまで、こう書いてあるわけですね。そしてインターネットでしたら、そこを、例えば転校手続きをクリックすれば、その情報がまた見れると。そういった形で、こういうのはまあ質問形式、それから必要な手続き、持ち物、それから3番目にどこの窓口と。こういうような一目でこうわかるような形になっておまして、そこをずっと検索していけば、どんどんどん、自分の思うところにつながっていくというようなものでございます。こういうものが実際今度のマニュアルづくりにもぜひ役に立つんじゃないかというふうに思っているところではございます。どうしても、今の、先ほど市長も申されたように、今の状況では、どうしても来庁者は各課を回らなければいけない、案内はしてもらって、本当には親切にしてはもらっているとは思いますが、どうしてもまわらないくちはいけないということで。

やはりどこの部署に行っても全ての手続きが済むというのがワンストップサービス、そういうのが一番望ましいわけでございますけども。我々も、黒岩委員長をはじめとする、我々IT行政推進特別委員会でも、このワンストップサービスの実現に向けて、窓口の一本化システムの構築を進めているわけですが、しかしながらなかなか進んでいかないという状況で、まずは手始めといいますか、全ての手続きに関する業務マニュアルということを早急に整備をしなくちゃいけない。そういう意味で、こういうのも、活用したらどうかというふうに思います。執行部といたしまして、ワンストップサービスの構築というのをどのように考えてられるのかお伺いをしたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

いや、やっぱ武雄市議会には感謝します。今ね、北見市の例を出されたじゃないですか。そうすると我々はパソコンを持っていますので、そうするとここで北見市がすぐ拾えるんですよ。拾えるって失礼ですよ。すぐ、検索ができて、それで見ました。見にくいです。(笑い声) 私はこういう性格ですので思ったことはちゃんとといいます、見にくいです。しかも、なんかどこにこう入っているのかちょっとわかんないっていうのがあって。これね、多分ね、慣れてる人っていうのは多分それできると思うんですけども。多分私みたいに、初めて見た人については正直言って見にくい。そういった中で、私どもとすれば恐らくね、武雄市ってどんなに見やすいものをつくっても、これをごらんになって来られる方って、多

分ほとんどいないと思うんですね。文字もいっぱいだし、ですので、これ、えっと来られた方が——まあ庁舎の件は3年から4年かかります。今度新規にオープンするには3年から4年かかりますので、その間に来られた方が一目でこうわかるようなそのパンフレットみたいなのを、つくる必要があるだろうというように思っています。ですので、それは実際、用途が違う場合があるわけですね。全部のことをしに来られる方はいないし、年齢層によっても違いますので、それはちゃんとつくりたいというふうに思っています。

ただ、僕は北見市さんに、物すごくこれはすごいなと思ったのは、少なくとも私のところでもこれもう見れましたけれども、やっぱりね、物すごくきめ細かいんですよ。きめ細かくてこれをされるとさすがに、「あ、ちゃんとやってるんだ」ということについてはね、これは私は評価すべき話だと思いますので、いいところはしっかり見習って、取り入れてまいりたい。そういう意味では、紹介していただいた川原議員さんと北見市さんには、感謝を申し上げたいとこのように思います。

○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

○20 番（川原千秋君）〔登壇〕

ぜひですね、利用するその市民の目線といいますか、それに立った、どこの部署からでもですね、どこの部署からでも、手続きができると、そういったITシステムの活用ができるように体制の整備をお願いしたいと思います。

では次に、野良猫対策についてお伺いをしたいと思います。以前から野良猫については多くの住民が大変困っているわけでございます。例えば庭にふんをする、花壇を荒らす、あとごみをあさる。それから自動車等にも傷をつけると。それとあと、深夜の鳴き声がうるさくて眠れないなど、被害は多岐に渡っているわけでございますが、これはどこの自治体でもある問題でございます。本市に寄せられる市民からの苦情や相談。そういったのは、どのようなものがあるのか、そして今状況はどうなのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

野良猫の被害、あるいは苦情相談ということですが、平成23年度で6件、平成24年で7件、25年で1件。今のところ3年間で14件というようなことになっております。

苦情内容につきましては、近隣住宅へのふん尿の被害、それから多頭飼育、これは6頭以上の飼育しているところ、まあそういったところの鳴き声等の被害に対する苦情、それから野良猫へのえさやり。そういったのが上がっております。

○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

○20 番（川原千秋君）〔登壇〕

まああの、過去の3年間の苦情件数ということで、平成23年は6件、24年度は7件、まあ25年度は1件ということでございますが、苦情件数は思ったよりなんか少ないかなと思っておりますけど、記録に残してないものもあるということもございますし、確認はしておりませんが、保健所にも苦情が寄せられているかもわかりません。そしてまた苦情は言いたいが、なかなか近所づき合いがあって言えないという方もまあいらっしゃると思いますが、それから、苦情の内容としては近隣宅地のふん尿被害というのは、これは確かに一番多いと思います。それから多頭飼育ということをおっしゃいましたけど、この多頭飼育というのはなかなかこれを保健所ですか、届けなくてはいけないわけですけど、それを理解されてる市民の方、あんまりないかなと。まあ指導はされているとは思いますが、そういったこともあると思いますので、そういったのは、市報とかでも周知をしていただければいいかなと思います。そして、野良猫へのえさやりということになるわけでございますけど、このようないろんな市民からの苦情が、市に対してあるわけでございますが、市としてどのような対応をですね講じられているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

野良猫へのえさやり者等への、訪問して指導をしていると。えさをやることで猫が増えて、近隣宅地へのふん尿被害が出ているために、直接会って指導をしているというふうなことです。それから、多頭飼育。武雄市内に今、届出が出ている分につきましては6件あってますけれども、そういったことについては保健所と連携をしながら対応をしているところであります。先ほどおっしゃられましたように、多頭飼育については、保健所への届けが必要というふうなことであります。あとそれから地区への回覧や市報などで適正に呼びかけをしておりますし、まあ飼い猫への避妊・去勢手術の補助制度を平成23年からやっているところであります。

○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

○20 番（川原千秋君）〔登壇〕

はい、対応はまあわかりましたけど、状況はわかりましたけど、担当課としても、本当に住民の苦情、いろいろ来ると思いますが、地道によくやっているとっております。しかしながら、その状況がなかなかこう、改善しないといえますか、あんまり変わっていないわけですね。もちろんその猫は、動物愛護法によって、野良猫であっても捕獲をすることができない、捕まえられないわけです。でも、これ以上ですね、野良猫を増やさないためにはですね。まずは、猫を捨てないことですね。それから、猫にえさをあたえないこと、それ

から猫に不妊・去勢の手術を施すといったことが、大変重要ではございますが、そこであま提案でございますけど、この野良猫対策にもなる一定のルールというのが必要だと思います。

近年、各地の自治会で野良猫の増殖を抑制するなどを目的とした動物愛護及び管理に関する条例というのが制定をされているわけでございます。例えば近隣では、伊万里市では、野良猫や鳩にえさをやり続けている人に、飼い主としての責任をもって飼育をするようにまあ促すと。そういった条例を制定されております。これは動物愛護法に基づき、えさをやりを禁止するのではなくですね。えさをやる人を飼い主とみなして、えさをやる人を飼い主とみなしてですね、責任を明確にし、健康管理や去勢・不妊手術などの、適切な飼育を指導するもので、これは罰則はありません。罰則規定がございません。ただ、条例によって勧告と命令ができるといったものでございます。このような条例化をするということによって、飼い主の、飼い主や市民ですね、の方のそのモラルの向上につながるのではないかと、そのように思うわけでございますが、条例制定についていかがお考えかお伺いをしたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

これ条例制定の前にやるということがいくつかあると思うんですね。1つはこれ伊万里市さんが、実はこの動物愛護の条例についてはもう実はされております。それとほかちょっと調べて、まあ今ここで調べてみたんですけども、例えば新潟県、新潟市でございます。新潟市でも、動物愛護条例っていうのがあって、新潟市の場合は政令市、政令市以外かな。まあ大きな市ですので、そういう意味では権限がもう基本的に付与されてるんですね。ですのでちょっと、伊万里の状況をちょっと確認をしたいとは思ってるんですけども、おそらく今のまんま条例をつくったにしても、何も進まないと思はるんですね。それまでにやるべきことをまずやると。それは例えば議員から御指摘のあった、例えばあの避妊の話であるとか、こういう、駆除と言ったら失礼な言い方になるかもしれませんが、そういったことであるとか、被害の防止であるとかさまざまなことをやると。

それと今、動物愛護団体から直接私が言われていることは、もっと里親制度の周知をしてくださいということ。これは野良猫だけじゃなくて、犬が対象になるんですけども、そういったこともかなりやっぱり言われていますので、ただし、これは御案内のとおり、基本的な動物愛護等の権限については、佐賀県の場合は佐賀県にあるんですね。佐賀県にありますので、私どもがいくらちょっと頑張ってもそこはちょっと限界があるっていうことは、これは別に逃げるわけじゃなくて、事実そうですのでそれは申し上げたいと。

一方で県との連携っていうのは絶対に必要です。それとともに先ほど申し上げましたように、県の事務事業であってもこれが市民の価値を向上するものであれば、市はもっと積極的に、告知をすべきだという考えに私どもは立っていますので、1回これ、以前黒岩幸生議員

さんから、何て言うんですかね、詐欺、何とか詐欺、「振り込め詐欺」と発言するものあり）振り込め詐欺、はい、詐欺等で指摘が、「送りつけ詐欺」と発言するものあり）すみません、送りつけ詐欺ですね。あんまりヤジに乗っちゃいけませんね。送りつけ詐欺のときに御質問があったときに、市報の表紙にどんって載せたときに、あれは物すごくやっぱ反響がやっぱあるんですね。私のところにも、載せてもらって本当にありがとうございました、あれによって実は救われましたという声も聞いているんですよ。ですので、市報の持つ意味というのは物すごく大きゅうございますので、そういう意味で、これは野良猫に限らず、野良犬もそうだと思いますし、まあ広く動物愛護の観点から一旦特集をちゃんと組みたいと思っています。だけど、どの時期に組めばいいかと。これ矢継ぎ早にやるのが本当にいいのか、もう少し調べてからじっくり腰を添え据えてやるのがいいかっていうのは、その判断は私どもにらせていただきたいと思います。

いずれにしても、それをやってどうしても条例が必要だということであれば、よく議会と相談をしてまいりたいというふうに思っております。

#### ○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

#### ○20 番（川原千秋君）〔登壇〕

まあ私が条例化の提案というのはですね、まあ結局は飼い主の方とか、えさをやっている方、そういう方のモラルをしっかり持っていただきたいという意味でのものがございます。ですから罰則規定などはもう一切ないわけでございますね。そして、問題はですね、今、そういう被害にあっている方と、野良猫にえさをやっている方との、トラブルというのも発生をしているわけでございます。これは全国的にも見られることでございますけど、そこでまあ何か対策ということで、先ほどの条例化とかも申しましたが、一番いいのは、野良猫を増やさないというのが一番いいことございまして、野良猫に対する不妊とか去勢の手術を施す、野良猫にですね。

今、本市は飼い猫には不妊・去勢の助成金をやってあるわけでございますけれど、これを野良猫に対して不妊・去勢、この手術を施すというようなことにその補助金が出せないものか。といいますのは、野良猫を減らそうとですね、例えばですよ。野良猫が近所にいてですね、それを自分の自費で不妊とか去勢もされている方もいらっしゃいます。あのこれは佐賀の例でございますけど、この地域猫活動と（笑い声）というのがありましてですね、地域猫活動。これはそういう、その団体の方が地域にいる野良猫を、不妊手術を、去勢の手術を施す。というのは、猫もですね、やっぱり野良猫、実際増えてくれば、かわいそうなわけですよ。交通事故にも遭うしですよ、もうどんなに死ぬかわからない。産まれてきて、かえって不幸というのがありますので、そういう意味で、そういう団体の方が活動されているわけでございます。本市としても、金額は上限を決めて結構だと思いますけど、そういう野良猫に対し

ての不妊・去勢、そういうのを行っていただいているグループ等がございましたら、そういう団体に対して、そういう、なんか助成ができないのかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと私、もともと役人をやりましたので、これで果たして飼い主でない人、あるいは団体に対してそういう補助金がちょっとできるのかどうかというのは、少なくとも私の、その昔の役人の感覚だと、ちょっとずれがやっぱりありますので、ただし、例えば佐賀市はもうされているわけですよね。これはちょっと佐賀市にちょっと聞いてみたいと思います。ですので、佐賀市に聞く。それとそういう団体に聞いて、伺ってみる。なおかつ、その効果が上がっていると思いますよ。上がっていると思いますけれども、そういう効果について、一旦ちょっとこっちのほうで調査をしたいと思います。検討しますとは言いませんので。検討するっちゅうことはしないっちゅうことですから。調査はちゃんとしたいとこのように思っています。ですので、我々としても、こういった地域猫という言葉も、僕は初めて、すいません不勉強で聞きましたけれども、そういうふうに、なんていうんですかね、野良猫っていうと、ほんとに負の財産みたいになるじゃないですか、野良猫って。だけど、そういうふうに言葉をちゃんと置き換えて言うっていうのは、それは前向きに対処をしましょうということですので、いいことを教えていただいたなというふうに感謝をします。

○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

○20 番（川原千秋君）〔登壇〕

ぜひ、調査をしていただきたいと思います。

最後にもう一つですけど、これ、被害に遭っている方がいっぱいいらっしゃるの、その猫の侵入防止策、猫の侵入する、それをいかに防ぐかという、そういうことの提案でございまして、これはあまり金がかからないやつなんですけど、例えばたばこの吸い殻を溶かした水や、塩素系漂白剤に薄めたもの、それとまあ、米のとぎ汁を猫の通り道に散布をするといったこととかですね。ほかには、木酢とか、本市の特産でありますレモングラス。これもまあ効果があるというふうに聞いたわけでございます。もちろんこれらの方法は、いっぺんまいたらそれで効くのかということではございません。何回も繰り返していく間に、猫がだんだん来なくよくなるのか、そういったものでございますので、ほかにもいろいろ猫が来ないように、お金をかければいろんなものがあると思います。忌避剤をまくとかですね、それはちょっと金がかかりますので、そういうのもあると思いますけど、そういった、猫の侵入防止対策というのをですね、先ほど市長が市報のほうに特集でも組みたいというような

御答弁もいただきましたので、こういう防止策もぜひ、そこにまあ掲載をしていただきたい。そうすればやっぱりこう、被害に遭っている方も、ああそうか、こんなことをすれば猫来なくようになるかなってということにもなりますし、住民間のトラブルにも解消にもなるかと、そのように思いますので、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

先ほど市長が申しました他市の状況も踏まえて、そういったいい事例があったらそういうものを含めて、広報のほうに載せながら、住民への周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

○20 番（川原千秋君）〔登壇〕

野良猫の問題は、ほんと大変難しい問題だと思いますが。人と動物というのは、共生ですね。人と動物が共生できる、そういった社会の実現へ向けて、よりよい対策を講じていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では次に移ります。次はですね、企業誘致の考え方ということでお伺いをしたいと思いますが、この企業誘致は、まあ地域経済の活性化とか雇用の場の確保を図る上で大変有効な手段ということでございますが、全国の多くの自治体が優遇措置を講じて、誘致合戦を行っているわけでございますが、本市も若木の工業団地が完売をいたしました、ほぼ完売いたしましたということで、次の受け皿として、北方町に武雄北方インター工業団地を県と一体となって、新産業集積エリアとして整備を行ってきたわけでございますが、平成 23 年 10 月より、分譲開始してから、約 2 年が経とうとしている中、昨日の吉川議員の質問の中で、現在 1 社交渉中で、ほぼ決まっているという御答弁もあったわけでございます。ほかに、その交渉しているですね、交渉しているそういう企業あったら、お伺いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

北川営業部理事

○北川営業部理事〔登壇〕

現在の企業誘致の状況ということでございます。昨日、3 番議員に答弁をいたしましたように、近々 1 社内定という状況でございます。ま、これは皆様方の御協力のたまものだというふうに考えております。

引き合い状況でございますが、非常にアベノミクス等で、自動車産業等ある業種によっては明るい兆しは見られますが、総じて現在の経済情勢あるいは設備投資の状況等を見ますと、

依然と厳しいものがございます。そういうことで、武雄北方インター以外にも引き合い等あっておりますけどもまだ具体的に立地というところにはつながっておりません。現在、具体的な交渉というのは、いろいろ進めておりますが、まだ実現するところまでは至っておりません。

○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

○20 番（川原千秋君）〔登壇〕

状況はわかりました。今のところこういったその誘致に結びつくような企業というのは、あまりないと、そういった御答弁でございますけど。

ではちょっと起債について、少しお伺いをしていきたいと思っております。武雄北方インター工業団地、この起債の総額はいくらで、返済期間、返済の開始ですね。開始はいつから始まるのか、それから、返済方法、どのようなやり方で返済をしていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

北川営業部理事

○北川営業部理事〔登壇〕

起債の状況についてでございます。この武雄北方インター工業団地につきましては、全額起債で造成をいたしてございまして、起債の総額につきましては、24億3,000万というふうな状況でございましたが、一部イワフチさんの分譲をいたしました結果、現時点では23億5,840万というのが、起債の残高でございます。これにつきましては、第1回目の起債の償還予定につきましては、27年3月25日、金額につきましては7億3,000万ほどでございます。それから第2回目が、平成28年3月25日、この金額につきましては、16億2,500万ということでございまして。近々、内定をするという企業につきましては、3ヘクタールでございますので、この分で約4億の収入がございます。それを、起債を償還をいたしますと、起債の残額につきましては、約19億6,000万ほどが残高ということで残っております。返済方法につきましては、これは満期一括償還ということで、借り入れ後、5年後に返済をするというふうになっております。原資につきましては先ほど申しましたように、工業団地の用地の分譲費ということで充てておるところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

○20 番（川原千秋君）〔登壇〕

第1回目の償還予定が、平成27年3月25日ということで、まああと1年半ぐらいしかないわけでございますが。先ほどちょっと御答弁、私ちょっと聞き取りにくかったんですけど、例えばですね、もう1回ちょっと聞きますけど、それが期日までに売却ができないというこ

とになれば、その今借りている分をどうされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

北川営業部理事

○北川営業部理事〔登壇〕

現在の償還は5年で償還をするということで、借り入れを行っておりますが、万一、分譲が実現しなかった場合には、返せないというような状況になります。満期日前に完売ができなかったらということでございますので、その分につきましては、残った残債と申しますか、残った金額につきまして借り換えを行うというふうなことでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

借り換えを行うということは、当然また返済額も多く、**増えてくるんじゃないか**と思いますが、本市もさまざまなその優遇処置や、最大6億円という、補助金制度、これも設けて企業誘致に取り組みられてきたわけですが、なかなか思うような企業が来てくれないということで、このようにまあ起債の償還期日も迫っている状況の中で、先ほども、昨日も少しお話として出たわけですが、工業団地だから例えば製造業とか、食品加工業とか、自動車産業、そういったまあ工業系の企業だけしか誘致ができないのかどうか。昨日の御答弁では、そういう縛りが無いというような答弁も聞いたわけですが、もし、ほかの業種と申しますか、そういうふうに可能であるならば、この工業団地の使い方と申しますか、それを目先をこう変えて、例えば大型の商業施設とか、きのうも出ておりましたそういうスポーツ施設、宿泊施設まで入れたような大型なスポーツ施設とか、そういうなんかこう違う業種の誘致ができないかと思ったわけですが、そこでですね、ちょっと御紹介をしたいと思います、これは今のインター工業団地の全体図ですね。実はこれは福岡県の久山町というところに、トリアスという大型の商業施設でございます。この中にはですね、コストコという商業施設が入っているわけですね。これはアメリカ系と申しますか、外資のお店でございます。この中、倉庫型店舗と申しますか、そういうことで物すごく、家庭用品だったらここでそろわないものはないというぐらい品数も豊富で、値段も安くかなり来店客が多いというお店でございます。いろんなものが、とにかくスケールが大きいわけですね。トイレットペーパーでも、がばっとかう大きいやつがあるとかですね。ひとつのカートンで買うとかってというような、物すごくスケールが大きいようなお店でございます。これ中ですね。こういうこれは何か、お肉か何かをこうしてあって。

こういう形で、なかなかすばらしいっていいですか、お店でございます。そういうことで、今、御紹介をいたしました、このお店、敷地面積が27万4,000平米、坪数にすると、7万7,200坪ということで東京ドームが5個分入る広さということで、先ほど申しましたように、

家庭用品なら何でもそろうというようなものでございます。売り場面積も1万3,000平米、坪数にしますと、約4,000坪。そして会員制の倉庫型店舗ということでございます。

この久山トリアスの中には、いろいろ業種がありまして、さっきのコストコのほかに、ホームセンターとか生鮮市場、レストランそれからアウトレット、それからシネマ、ペットパークとかガソリンスタンド、まあそのようないろんなものがあるわけでございます。こういうのは家族がそろって楽しめる大型ショッピングセンターじゃないかと思えます。

このような大型商業施設ですと、例えば地域の活性化にもなりますし、雇用の創出という分にもつながってくると思えますので、現在取り組んでおられる企業誘致の目的とも合致をしますと思えますので、こういうものですね。これも一つのまあ企業誘致というふうに考えられないかと思えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

### ○樋渡市長〔登壇〕

確かに、これ企業誘致の一つだと思んですけども、コストコ等の誘致については私は反対です。絶対に反対です。これをやったら恐らくですね、地元の商店の皆さんたちっていうのは、確実に売り上げが減ってきます。それとこれが、例えばコストコさんがね、例えば、例をあげて申し訳ないんですが、自分たちのリスクをしょって、自分たちで土地を買収してっていうことに対してね、私どもが、じゃあ来ないでほしいっていうことについては、それは議論の余地があると思えます、議論の余地が。しかし、県と市と力を合わせて用地をして、そこに僕はコストコ等を誘致するというのは、先ほどの地元の商店街に与える影響、それと、そんなにこれ実は雇用を生まないんですよ、雇用を生まないんですね。ですので、そういった意味からも反対。これ、コストコがすつとこどっこいになってしまう可能性があります。(笑い声)ですので、そういうことはしません。ですが、ですがですね、やはり私は川原議員に敬意を表したいのはね、こういうふうにやっぱりいろんな考え方を教えてくださるという意味で、例えば企業誘致はそれはベストに決まっているんですけども、やはり北川理事からありましたように、なかなか厳しい状況であるとするならば、やはり市民価値が上がるもの、言い換えれば、市民福祉の維持向上にね、つながるものっていうことであれば、それはね、大胆な決断が必要だと思っています。

今までのようにね、ずっと野ざらしと、例えば、市有地であったじゃないですか、1円オークションで、マスコミから相当批判受けましたけれど。まあ議会はね、賛同していただきましたので、僕はここでも議会に感謝したいと思っていますけれども、そういう意味で全くこれをずっと放置しておくということは、それは市民価値が下がるというふうに判断していますので、いずれにしてもどこかのタイミングで、そういう方針変更っていうのも、必要であればしていく必要があるだろうと認識をしております。そういう意味で、貴重なアドバイ

スをありがたいと思います。ちなみに私コストコ好きですので、はい。(笑い声)

○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

○20 番（川原千秋君）〔登壇〕

今回、こういう御提案をしたのは、やっぱりなかなかですね、工業っていう部分が難しくてですね、なかなか先に進まないという現状がありまして、返済期日も迫っているという状況の中で、こういう御提案をしたわけでございます。

このヒントはですね、たまたま、近所の奥さんでございまして、飲食店関係の奥さんでございまして、その方が、あんだけ広いとこだったら、こういうコストコみたいなのがあったらいいねと言われたわけですよ。ああそうかって、そういう使い道もあるのかなっていうのが、ヒントでございまして。そういうまあ御提案も申し上げたところでございまして。

そういうことで、企業誘致についてはいろんな方に御支援をいただいている、まあ御協力もいただいているわけでございまして、本市の商工会議所とか商工会、これは全国ネットもございまして、もちろんその地域の活性化とか、雇用の促進にもですね、お力添えをいただかないといけないわけでございまして。市長は、この商工会議所とか商工会にどのようにかかわっておられるのかお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

言うまでもなく、商工会議所、そして商工会は、大切なパートナーです、市としての。その証拠に、例えばけさの西日本新聞見て驚きました。見開きで一方で北九州の商工会議所の会頭が右方におられて、左方に私も親交がありますけれども、北橋市長が載っておられて、見開きですよ。そういう、これ市民が見ると、あ、これは車の両輪だと。よくね、市の行政と議会は、車の両輪だっている例えをしますけど、経済界でいうと、市とそういう商工の団体っていうのは、車の両輪なんですね。そういう意味でいうとまず、商工会は非常に関係がいいです。その商工会においては、さまざまな意欲的な取り組みがあって、青年部だったり商工会の会長さんだったり、非常にパートナーシップが私どもととれていると。一方で商工会議所はどうだったかということをおっしゃると、これ半分は僕の責任です。やっぱりですね、議会の場で、今般の、なんでしたっけね、正月の新年の名刺交換会に出ないとかっていうような発言をしたりとかね。いろんなことを言ってきたっていうのは、それは私の——なんちゅうの、不徳のいたすところで、半分は私が責任があると思っていて、これは商工会議所の皆さんであるとか、関係する市民の皆さんたちには、おわびを申し上げたいと思っています。

ですが、ちょっと一方でね、今の会頭さんがどうだったかということをおっしゃると、これぜひ申し述

べたいと思うんですけれども、私も公人です。会頭さんも公人中の公人です。その中で、数々の言動があります。例えば、私が信頼する議員さんをやくざ呼ばわりをする。あるいは、雄武町において……（発言する者あり）いや、山口昌宏議員って言ってないじゃないですか。

（笑い声）私語は慎んでください。もっと問題なのは、雄武町で、我々は友好関係があるじゃないですか、雄武町さんとは、長い間に。そこに、公人として原会頭が参られたときに、私が大事に思っている市民に対して、これ皆さんも同じです。その市民に対して愚弄する発言を、その公の晩餐会の場でやっているんですね。それはまだね、同じ市民なんで、そこは私も百歩譲っても、そのときに町民の皆さんたちにも愚弄するような発言を彼はしているんですね。それで、これは言いません。何と言ったかって言いません。言いませんけれども、それはまた私が炎上させることになりますので、それは言いませんけれども、それで実際、役場の方から我々のところに、こんなにひどいことを言われたのは初めてですと、ほんとに友好関係を皆さんたちは、ちゃんと考えているんでしょうか、というところまで言われたんですよ。

それと、先の、私はこれ又聞きですので、これはちょっと誤りがあるかもしれませんがけれども、複数の方から県内の企業のセミナーがこうあったときに、私の批判をするのはいいです。もう至りませんから。もうこの通りです。ですが、図書館について、全く私どもに対して身に覚えのないような批判であるとか、CCC一生懸命頑張っているじゃないですか、CCC。それに対して愚弄するような発言っていうのは、飲み屋とかだったらいいですよ。しかし、佐賀県内の企業セミナーのところで、企業の経営者が、あるいはマスコミがいらっしやるところでこの発言はやっぱり、公人としては、それは僕はちょっと認識が足りないんじゃないかっていうふうに思います。ですので、僕は人間的にどうこう言っているつもりは一切ありません。しかし、私も公人です。彼も公人です。公人っていうのは、公人にふさわしい振る舞いというのがあってしかるべきだと思うんです。そのときに、そのことをおっしゃるといことで、これは市外の方から本当に武雄市は大丈夫かと。武雄市に実は視察に連れて行こうと思っていたというけれども、商工会議所の会頭があんなに言うんだったらもう視察行きませんって。（発言する者あり）いや、そうなんですよ。だから、そういうことなんですよ。だから、私人としての発言と公人としての発言っていうのは、そこは一定ちょっと分かっべきだと。まあ私が言うのもなんですけれども、そこは、そういうふうに思います。

それと、私がびっくりしているのは、2年前にまあいろいろありました。議会にも多分に御迷惑をかけて、新武雄病院が開所したじゃないですか、2年前の5月に。当然のことながら、商工会議所の会頭にも御案内を出しているんですよ。欠席されました。僕はお体の調子が悪いとか、ほかの公務があられるのかなと思ったら、多久でゴルフをされてました。あるいはお祭り振興会。これは前の会頭さん、少なくとも私は、前の会頭さんしかおつき合いがありませんけど、これ武雄市にとっては、物産まつりって非常に重要じゃないですか。これ

一例だけ取り上げても、これについても、今まで私が知る限り一切出て来られていません。これはまあいろんな都合があると思いますけども、少なくとも前の会頭は、ほぼ全回出ておられました。

それと、これは、どうかと思うんですけども、先の参議院の選挙の集会在武雄市でありました。あったときに、これはね別に、僕は来なくてもいいと思うんですよ。来なくてもいいと思う。私は後援会長ですので私はそれは行きます。彼は来なくてもいいと思うんだけど、でも市内の目立つところで宴会しなくていいじゃないですか。(発言する者あり)でも同じ場所でされると、いや実際ですね、どうなってるんだっていうことも僕言われています。ですので私は、いやこれ、だから、これは判断の余地があると思います、最後の件に関しては。ですので、私はこういう性格ですので、すぐ言いますけれど、これは、商工会議所の皆さんであるとか、関係者の皆さんから3年間は我慢してくれと、市長も。我慢してくれということと言われて、私は、公の場でも私的の場でも、少なくとも商工会議所は大切なパートナーであるという観点から、一切の批判はしてきませんでした、一切の。これは一切の批判は、少なくとも公的の場ではしていません、議会の場でもしていません。ですが、今度私が聞いたところ、立候補されると、次の期に。これ、選挙なんで、いいじゃないですかって、そこで闘えばいいじゃないですかっていうふうに言ったんですよ。私は選挙権もないし何もありませんから。でも内外の方々がね、それはぜひ止めてほしいって僕に言ってきたんですよ。それ何でですかって言ったら、前任者が手を挙げた場合っていうのは、選挙は成立しないっていうような、内規というか内々の慣習があるらしいんですよ。(発言する者あり)いや、ちょっと私語は慎んでください。ですので、そういうことからすると、あなたがやっぱりちゃんと言うっていうのが、最後のチャンスなんだっていうことをおっしゃるわけです。この議会で言うのが適切かどうかっていうのはあると思います。これは私も十分批判を受けたいと思います。ですが、私は今まで、皆さん御存じだと思うんですけども、絶対的権力、もうものは言えないんですよ、あの方には。絶対的権力には、私は時の総理にも、刃向かってきました。あるいは、原口総務大臣のときにも異議を申し立ててきました。それは、市民価値を考えた場合に、あるいはやっぱり議論はオープンにすべきという観点から、やっぱそれは、私も市民の一人として、言うべき必要があるだろうと。これは市長だから、つぶしにかかっているとかっていう話にはなりません。それだったら僕は密室でします。しかし僕はこういう性格じゃありません。ですので、十分私はこれで御批判を受けるでしょう。批判を受けると思います。リスクは背負います。ですが、これはぜひ申し上げたいと思う次第であります。

あとは、原会頭さん、非常に立派な方だと思います。ですので、原会頭さん、商工会議所の良心良識に、もうあとから先は委ねたいと思っていますし、私のこの発言についても、次の市長選で十分市民の皆さんたちの審判をいただきたいと、このように考えております。いずれにしても商工会、商工会議所とは、今まで以上にパートナーシップをきちんと組んでい

きたいとこのように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

20 番川原議員

○20 番（川原千秋君）〔登壇〕

商工会議所、商工会、本当に、まあ一緒になってですね、地域を盛り上げていきたいとこのように思います。

1 日も早く企業誘致ができますように、まあお願いしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

以上で、20 番川原議員の質問を終了させていただきます。

ここで、モニターの準備のため、10 分程度休憩をいたします。